

平成 27 年 9 月 1 日記者発表資料

平成 27 年 8 月 27 日作成
まちづくり部美しいまちづくり課
担当：課長 錦昇
内線：2277

平成 27 年度屋外広告物「合同違反パトロール」を実施

屋外広告物に関する普及啓発や違反広告物の一斉除去により、良好な景観の形成に向けた取組として、毎年 9 月 1 日から 10 日の「屋外広告物適正化旬間」に合わせて北播磨管内 5 市をはじめ、国土交通省、県、警察等の協力のもと、はり紙・立看板・広告旗などの違反広告物を撤去しています。

- 1 内 容** 平成 18 年度に開催された国体に向けて実施した合同違反パトロールを契機に、毎年 9 月 10 日の「屋外広告の日」を中心に市町をはじめ国土交通省、県、警察等の協力を受けて、はり紙・立看板・広告旗などの違反広告物を撤去します。
- 2 開催日時** 9 月 3 日（木）午前 9 時 30 分～午後 4 時（予定） ※ 雨天決行
- 3 開催場所** 国道 175 号及び県道ほか（参考資料：別紙「合同パトロール経路図」）
集合：三木市役所北側駐車場
- 4 参加団体** 国土交通省、県加東土木事務所、北播磨 5 市管轄警察署、
北播磨 5 市（三木市・小野市・加西市・加東市・西脇市）
- 5 内 容** 通行の妨げや景観を損ねるなど、屋外広告物法や県条例に違反している広告物がないか北播磨 5 市内の主要路線である国道 175 号及び県道等を巡回し、指導を行います。

問い合わせ先 三木市まちづくり部美しいまちづくり課都市計画グループ
電話 0794-82-2000（内線 2265）